

# お知らせ

## 優良運転者表彰を受けましょー!

問 交通安全委員会津島支部事務局

(津島警察署内) ☎ (24) 477-1

危機管理課

☎ (55) 7-1-30

優良運転者表彰の面印申請の受付を行います。次の項目に該当する方は、お申し出ください。

### ▼対象者

・運転者として次の期間無事故・無違反である方

①10年以上(平成24年1月1日以降)  
無事故・無違反であるじと

②20年以上(平成14年1月1日以降)  
無事故・無違反であるじと

③30年以上(平成4年1月1日以降)  
無事故・無違反であるじと

④40年以上(昭和57年1月1日以降)  
無事故・無違反であるじと

・同種の優良運転者の表彰を受けたことがない方

▼申し込み／1月4日(火)～3月31日

(木)に運転免許証と印鑑を持参し問い合わせ先へ

洗濯物に付いて不快な思いをやめないと多くあります。

今後も、年々越冬個体が増加し、被害などが予測されますので、雑草の草刈りや農地の除草管理などの防除対策にご協力を願いします。

## 2社以上で働く65歳以上の方へ

問 公共職業安定所(ハローワーク津島)

☎ (26) 3-1-58

■ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000136389_00001.html)

1月1日から、65歳以上の方が2社

以上で働き、そのうち2社合計の労働時間が週20時間以上となる場合、希望

者のみ雇用保険の加入が可能となります(マルチジョブホルダー制度)。雇用保険に加入すると、失業時に一定の要件を満たせば高年齢求職者給付金を受給できます。詳細は「マルチジョブホルダー」で検索または厚生労働省ホームページで確認ください。

【愛知県特定最低賃金】が改定されました

『消防栓』や『防火水槽』などの消防水利は、火災発生時の消防活動に必要な水を消防隊に供給するためのものです。

『消防栓』や『防火水槽』はその位置を示すために標識を掲げたり、路上や蓋にマーキングして道路脇や歩道上などに設置されています。

「これらの消防水利について、いつも消防活動が行えるよう、消防隊は定期的に調査や点検、整備を行っています。

しかしながら、『消防栓』や『防火水槽』付近に違法な駐車車両があると、火災発生時には障害となり、一刻を争う消防活動の妨げとなります。



【消火栓】や【防火水槽】  
付近は駐車禁止!

【道路交通法で駐車を禁止している場所】

\* 消火栓や防火水槽の

付近】

①消火栓から5m以内

②消防用防火水槽の吸水口もし

くは吸管投入孔から5m以内

③消防用防火水槽の側端またはそ

の道路に接する出入り口から5m以内



日々の消防活動を行っていくのができぬよう、皆様の「理解」と「協力を願いします。

問 消防本部予防課 ☎ (26) 1-1-09



## カメムシ防除対策に協力を

問 産業振興課 ☎ (55) 7-1-280

近年の暖冬により、カメムシ類の越冬個体が増加し、過去10年で最も多い発生が確認されています。

カメムシ類は水稻の収量に大きく影響を与えていたり、また、生活においては